

日本史探求

[原 始]	旧石器・縄文・弥生時代	2
[古 代]	古墳時代	5
	飛鳥時代	8
	奈良時代	12
	平安時代	14
[中 世]	鎌倉時代	22
	室町時代	26
[近 世]	安土・桃山時代	34
	江戸時代	38
[近 代]	明治時代	58
	大正時代	70
	昭和時代(戦前)	76
[現 代]	昭和時代(戦後)	84
[付録①]	覚え歌(天皇・執権・将軍・内閣)	94
[付録②]	都道府県地図	97
[付録③]	旧国名地図	98
[付録④]	元号(年号)	100
[原 始]	旧石器・縄文・弥生時代(予習・復習用)	102
[古 代]	古墳時代(予習・復習用)	105
	飛鳥時代(予習・復習用)	108
	奈良時代(予習・復習用)	112
	平安時代(予習・復習用)	114
[中 世]	鎌倉時代(予習・復習用)	122
	室町時代(予習・復習用)	126
[近 世]	安土・桃山時代(予習・復習用)	134
	江戸時代(予習・復習用)	138
[近 代]	明治時代(予習・復習用)	158
	大正時代(予習・復習用)	170
	昭和時代[戦前](予習・復習用)	176
[現 代]	昭和時代[戦後](予習・復習用)	184
[導 入]	授業形式	194

君たちは小学生、又は中学生の頃、少なからず日本史という科目に触れてきたことだろう。その際に君たちが日本史に対して抱いたイメージとは「暗記科目」であったに違いない。確かに日本史は暗記科目である。それを否定するのは愚の骨頂であると私は考えている。

しかし、もし単なる暗記科目であったのなら、私はこの学問を専攻してはいなかっただろう。日本史という学問は語句の暗記よりも、むしろ因果関係という「歴史の流れ」に醍醐味がある。物事の事象には必ず背景と結果があり、そこには人間のドラマがある。これからの講義の中で「日本というストーリードラマ・物語」を君たちに紹介していこう。

編者

※初めて授業を受ける生徒へ

P194～P199に「導入[授業形式](予習・復習などの勉強法)」について記してあるので必ず読んで下さい。

→1学期の初回授業から受講している生徒に話したのですが、わからない場合は講師室まで来てください。

[A] 旧石器時代・縄文時代

区分	旧石器時代	縄文時代
考古学	旧石器時代(先土器時代・無土器時代)	新石器時代(縄文時代) (1万3000年前～紀元前5世紀頃の約1万年間)
地質学	更新世(洪積世)	完新世(沖積世) ★年代測定法=放射性炭素 ¹⁴ C法→AMS法・年輪年代法
気候	氷河時代(寒冷な氷期と温暖な間氷期が交互に繰り返される)	温暖化(氷が溶けて海面が上昇する縄文海進→日本列島の形成)
植物	針葉樹林(ex. マツ・スギ) [草創期の土器(文様のない無文土器などがある)] 豆粒文土器(長崎県福寿寺洞穴で出土した世界最古の土器) 隆起線文土器(長崎県福井洞穴で出土した1万年前の土器) 爪形文土器(爪・ヘラなどで文様を描く縄文草創期の土器)	落葉広葉樹林(東日本のブナ・ナラ)・照葉樹林(西日本のカシ・シイ) ★ドングリ・木の実を炙らす→アーク抜き・食料の煮炊き・貯蔵用に土器を制作 縄文土器(黒褐色・厚手) ★縄文時代は土器の形式から6期に区分される 草創期 → 早期 → 前期 → 中期 → 後期 → 晩期 (丸底土器) (尖底土器) (平底土器) (火炎土器) (注口土器) (亀ヶ岡式土器)
動物	大型動物(大型動物を追って人類も日本列島に渡来) 北方系=マンモス・ヘラジカ 南方系=ナウマン象・オオツノジカ	中小動物(大型動物が死滅) ニホンシカ・イノシシ
道具	打製石器(石を打ち欠いた石器) 握槌(握斧)・石斧(打撃用) ↓ 局部磨製石斧(刃部のみを磨いた石斧) 石刃(ナイフ形石器)(切断用) ↓ 尖頭器(刺突用の槍先形) ↓ 細石器(木や骨に細石刃をはめ込む) ★細石器が多く用いられた時代を 特に中石器時代とすることもある	磨製石器(石を研ぎ磨いた石器) 石鏃(弓矢の先端につける) 石匙(動物などの皮をはぐ) 石皿・すり石(押しつぶす) 石錘・(土錘)(網のおもり) 骨角器(動物の骨・角・牙を利用した釣針・鉤・やすなど) 丸木舟(丸木を焼きえぐった舟) ★海面が上昇する縄文海進の結果、 入り江が増えて漁労が盛んになり、 また丸木舟を用いた外洋航海術を 縄文人が持っていたことがわかる
生活	移住生活(狩猟・植物性食料の採取の生活) 獲物や植物性の食料がなくなると食料を求めて移住 →簡単なテント式住居や洞穴・岩陰などに一時的に居住	定住生活 →堅穴住居(内部に食料の貯蔵穴を設けた掘立式の奈良時代までの一般住居) 台地上に中央の広場を囲む形で10戸程度の堅穴住居が営む環状集落を形成
遺跡	①人類の進化(猿人→原人→旧人→新人) ②化石人骨(主に石灰岩層から発見される新人段階の人骨) 浜北人骨(静岡県) 港川人骨(沖縄県)(中国南部の柳江人と似た特徴) 山田人骨(沖縄県)(約3万2000年前の日本最古の人骨) 明石人骨(兵庫県)(直良信夫が発見→太平洋戦争で焼失) ③旧石器時代の遺跡 岩宿遺跡(群馬県)(1946年に相沢忠洋が発見) 関東ローム層(更新世末期の地層)から打製石器を発見 ★かつて日本には旧石器時代は存在しないと考えられていた 野尻湖遺跡(長野県)(湖底からナウマン象の化石発見) 早水台遺跡(大分県)(下層からナイフ形石器など発見)	①縄文時代の遺跡 三内丸山遺跡(青森県)(縄文前期～中期の遺跡) 500人規模の集落で1500年定住・6本の木柱を使用した掘立柱建物が出土 亀ヶ岡遺跡(青森県)(縄文晩期の遺跡) 亀ヶ岡式土器(精巧な文様をもつ縄文晩期の土器)・遮光器土偶などが出土 ②貝塚(墓地も兼ねた居住地周辺の廃棄物の捨て場) 大森貝塚(東京都)……モース(アメリカ人)が1877年に発見 加曽利貝塚(千葉県)……国内最大の貝塚(ドーナツ形と馬蹄形) 夏島貝塚(神奈川県)……日本で初めて放射性炭素 ¹⁴ C法を実施 鳥浜貝塚(福井県)……丸木舟・ヒョウタンの果皮・種子が出土 ★粟・稗・山芋・豆類・ヒョウタンなどを栽培した可能性も考えられる 津雲貝塚(岡山県)……約170体の人骨が出土し、ほとんどが屈葬



[習俗・信仰(縄文時代)]

- ① 屈葬(死者の手足を折り曲げる埋葬形式)
★土製耳飾・勾玉・貝輪(貝製の腕輪)などの装身具が共同墓地から出土
- ② 環状列石(大小の石を円形に配列した墓地) ex. 大湯遺跡(秋田県)
- ③ 抜歯(成人通過儀礼としての風習)・研歯(呪術者の証としての風習)
- ④ アニミズム(精霊崇拜)(自然物・自然現象を畏怖する)
- ⑤ 土偶(女性をかたどった土人形)
- ⑥ 石棒(男性性器をかたどった磨製石器)

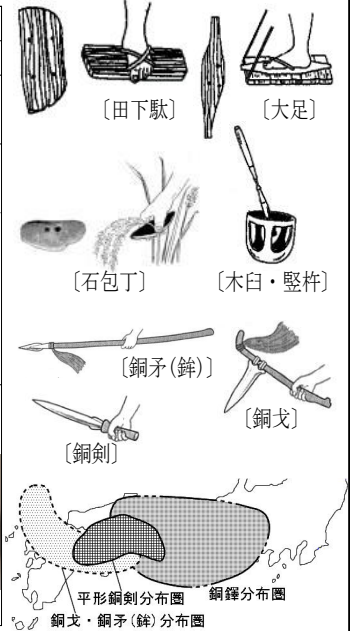
[B] 弥生時代

水
稲
耕
作
の
開
始

- ①弥生文化 (紀元前4世紀?～紀元後3世紀に九州～東北まで栄えた文化)
 (1) 1884年に東京都本郷弥生町の向ヶ岡貝塚から発見されたことが由来
 (2) 2003年に放射性炭素¹⁴C法により紀元前10世紀とする説が出された
- ②非農耕文化 (農耕を行わない狩猟・採集・漁労文化)
 北海道＝**続縄文文化** (続縄文土器をとまう食料採取文化)
 →**擦文文化** (擦文土器をとまう食料採取文化)
 ★樺太・南千島沿岸部ではオホーツク文化 (海洋狩猟文化) が栄える
 沖 縄＝**貝塚(南島)文化** (島嶼性を反映した食料採取文化)

- [水田遺構(水稲耕作の技術が中国の長江(揚子江)下流域から伝来)] ——
 (朝寝鼻貝塚(岡山県) (縄文前期のプラントオパール(稲の化石)が検出)
 (尖石遺跡(長野県) (縄文中期の雑穀の焼畑農耕が進展＝原始農耕)
 板付遺跡(福岡県) (縄文晩期の水田跡を発掘) } 縄文時代晩期には
 菜畑遺跡(佐賀県) (縄文晩期の水田跡を発掘) } 稲作が開始された
 砂沢遺跡(青森県) (弥生前期の水田跡を発掘) } 約100年間で稲作が
 垂柳遺跡(青森県) (弥生中期の水田跡を発掘) } 東北地方まで伝わる
 登呂遺跡(静岡県) (弥生後期の水田跡・高床倉庫跡・畦畔を発掘)

	弥生前期	弥生後期
水 田	湿田 (排水施設をもつ生産性の低い水田) → 乾田 (灌漑施設をもつ生産性の高い水田)	
種 粳	直播 (種粳を直接水田に播く方法) ★田植えも始まっていた ex. 百間川遺跡 (岡山県)	
農 具	木製農具 (石包丁・太型蛤刃石斧を除く) → 鉄製農具	
工 具	太型蛤刃石斧 (木材伐採用の大陸系磨製石斧) → 鉄斧 (伐採用)・刀子・鉋 (加工用) (耕作用) 木鍬・木鋤 (田を掘り起こす) → 鉄鍬・鉄鋤 (鉄の刃先をつける) えぶり (水田の土をならす)	
(湿田用)	田下駄 (田に足がめり込むのを防ぐ) 大 足 (田に肥料を踏み込む) 田 舟 (稲や肥料を運ぶ小型の舟)	えぶり [えぶり] 田下駄 [田下駄]
(収穫用)	石包(庖)丁 (稲穂をつみとる大陸系磨製石器) → 鉄鎌・石鎌 →穂首刈りで収穫 ★収穫した穀物は高床倉庫や貯蔵穴に収納	→根刈りで収穫
(脱穀用)	木臼・堅杵 (穀物を臼に入れて杵でつく)	
土 器	弥生土器 (赤褐色・薄手・硬質) ex. 甕 (煮炊き用)・壺 (貯蔵用) 甗 (米蒸し用)・高杯 (盛付け用)	[壺・甕・鉢・高杯・甗 (左順)]



社
会
の
変
容

- ①日本人の形成 (縄文系の古モンゴロイド・弥生系の新モンゴロイドの混血)
 ex. 土井ヶ浜遺跡 (山口県) から矢が刺さった戦士など弥生系の人骨が出土
- ②牧畜の始まり (ブタの飼育が行われたことが知られる)
- ③機織り技術の伝来 (織機によりをかけ糸を巻きとる紡錘車を使用)
- ④金属器の使用 (銅と錫の合金の青銅器・鉄器はほぼ同時に伝来)

- [青銅器の代表的な遺跡] ——
- ①(神庭)荒神谷遺跡(島根県) (銅剣・銅矛・銅鐙が出土)
 ★各種の青銅器が特定の地域にしか出土しないという定説を覆す
- ②加茂岩倉遺跡(島根県) (日本最多の39個の銅鐙が出土)

- (1) 鉄 器 (実用的な工具・農具・武器として使用)
- (2) 青銅器 (非実用的な祭器・宝器として使用→のち大型化)
- 平形銅剣 (瀬戸内海中心に出土)
 - 銅 鐙 (近畿地方中心に出土)
 - 銅矛(鉋) (九州北部中心に出土)
 - 銅 戈 (九州北部中心に出土)



[銅鐙]

- ⑤墓制 (地域に応じて墓制の形態が異なる)
 →伸展葬 (死者の手足を伸ばす埋葬形式→集落近くの共同墓地内に葬る)

- (1) 九州北部＝**甕棺墓** (二つの甕を合わせた甕形の棺)
 朝鮮半島南部の**支石墓** (支石の上に大きな板石を載せる)
 ★須玖岡本遺跡 (福岡県) に多くの甕棺墓・支石墓が存在
 影響が大きい
- (2) 西 日 本＝**箱式石棺墓** (板石を長方形の箱状に組み合わせた棺)
 ★特定の甕棺墓・支石墓・箱式石棺墓から銅剣・銅鐙などの副葬品が出土



[支石墓]



[箱式石棺墓]

- (3) 近畿地方＝**方形周溝墓** (方形の低い墳丘の周りに溝をめぐらす)
- (4) 西 日 本＝**墳丘墓** (共同墓地外に造られた墳丘をもつ墓→最大級は楯築遺跡(岡山県))
 ★四隅突出型墳丘墓 (山陰・北陸地方に広がる方形の四隅が突出した墳丘墓)



[甕棺墓]



[方形周溝墓]

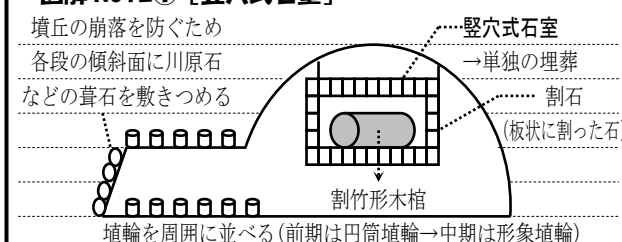


- ①水稲耕作の開始(食料採取段階から食料生産段階へ)→貧富の差が生まれ、身分階級が発生
- ②地域ごとに集落(ムラ)が形成される→治水・灌漑などの共同作業を指導し、集落(ムラ)を統率する首長が出現
- ③灌漑用水の確保、余剰生産物の収奪などをめぐり争いが始まる→強力な集落(ムラ)は周辺の集落(ムラ)を統合し、小国(クニ)へ発展
- ④紀元前1世紀……倭人は100余国に分立→朝鮮半島の楽浪郡へ定期的に遣使
- ⑤紀元後1世紀……小国の王による地域の統合が進展→後漢の都の洛陽へ遣使
- ⑥紀元後2世紀後半・戦乱が激化し、倭国大乱(→この頃の倭国内では軍事的・防衛的な機能を持つ高地性集落・環濠集落が多く造られている)
- ⑦紀元後3世紀……争っていた国々が共同して、邪馬台国の女王卑弥呼を倭国王に立てたことで大乱が収束

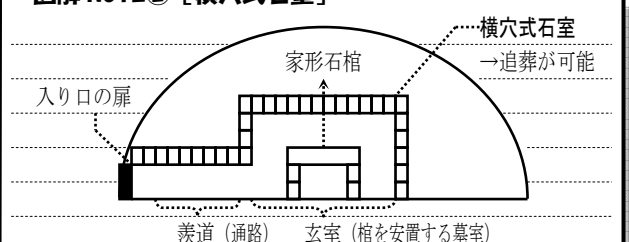
[A] 古墳の変遷

	前期(3世紀後半～4世紀)	中期(4世紀末～5世紀)	後期(6世紀～7世紀)
支配体制	①大王家を中心に畿内・瀬戸内の豪族が連合したヤマト政権が成立 ②結束のため画一的な前方後円墳を築造	①ヤマト政権の支配地域が関東～九州まで全国的に拡大(古墳が東北地方にも分布) ②特に畿内中央部の勢力が強大化	①大王(ヤマト政権)に各地の豪族が服属 ②農業生産力の向上→有力農民の台頭 →ヤマト政権の支配下に組み込む
地域	畿内中心(丘陵・台地に多い) ★瀬戸内海沿岸にも発生	全国に拡大(平野に巨大な墳墓)	全国に分布(山間にも築造)
形態	前方後円墳(西日本に多い) 前方後方墳(東日本に多い) 円墳(円形の古墳)・方墳(方形の古墳)	規模が巨大化	規模が縮小 群集墳(小規模な円墳の集まり)
埋葬構造	竪穴式石室 ★墳丘の崩落を防ぐために葺石を葺く 粘土槨(木棺の周りを粘土で固める)		横穴式石室(朝鮮半島の影響を受ける) ★内部に羨道(通路)・玄室(棺を安置する室) 横穴墓(丘陵の斜面などに水平に掘る)
埴輪	円筒埴輪(筒形のものなど) ★土留め・葬列模倣・殉死代用などの説	形象埴輪(家・動物・人物などをかたどる) ★家形埴輪・器材埴輪・人物埴輪・動物埴輪	減少
内部	割竹形木棺	長持形石棺	家形石棺
副葬品	銅鏡・勾玉(呪術的・宗教的なもの) ★副葬品として碧玉製腕飾(装身具)も出土 →ex. 三角縁神獸鏡(約400面発見) 同範鏡(同じ鋳型で作った鏡) 舶載鏡(中国などで作った鏡) 仿製鏡(舶載鏡を模倣して作った鏡)	武具・馬具(軍事的なもの) ★高句麗の騎馬軍団との戦いで、倭人たちは騎馬技術を学び、馬具が副葬されるようになる cf. 騎馬民族征服王朝説(江上波夫が提唱) →大陸から騎馬民族が九州へ渡来し、近畿へ移動して征服王朝をつくったとする説	日常生活用具(須恵器・土師器などの土器) [土器] 土師器(弥生土器の系譜→赤褐色) 須恵器(朝鮮半島から伝来→黒灰色) ★ろくろを使用し、のぼり窯で焼成
被葬者	司祭者的性格の首長	武人的性格の首長	有力農民の台頭 ★古墳時代に農業生産力が向上したことが背景 ex. 渡来人の伝えたU字型鍬先・鋤先や 曲刀鎌など鉄製農具の普及、乾田の普及
代表例	箸墓古墳(奈良県) 纏向遺跡(奈良県)の遺跡内にある 前期古墳の中で最大・最古の前方後円墳 →倭迹迹日百襲姫命が被葬者 椿井大塚山古墳(京都府) 32面の三角縁神獸鏡が出土した前方後円墳 浦間茶臼山古墳(岡山県) 前期古墳としては中国地方最大の前方後円墳	大仙陵(大山)古墳(大阪府)(全国1位) 百舌鳥古墳群の中心で仁徳天皇陵とされる 誉田御廟山古墳(大阪府)(全国2位) 古市古墳群の中心で応神天皇陵とされる ミサンザイ古墳(大阪府)(全国3位) 百舌鳥古墳群の一つで履中天皇陵とされる 造山古墳(岡山県)(全国4位・中国地方最大) 作山古墳(岡山県)(全国9位・中国地方2位) 太田天神山古墳(群馬県)(全国27位) 東日本で最大の前方後円墳	岩橋千塚古墳(和歌山県)(群集墳) 新沢千塚古墳(奈良県)(群集墳) 吉見百穴古墳(埼玉県)(横穴墓) 藤ノ木古墳(奈良県法隆寺の西にある円墳) 金銅製の服飾具・精巧な馬具などの副葬品が出土 装飾古墳(墓室に彩色画・彫刻を施した古墳) 高松塚古墳(奈良県)・竹原古墳(福岡県)が代表
終末期古墳	646年 薄葬令(大化の改新に際して、身分に応じた墳墓の大きさ・築造日数を定める=墳墓の築造を簡素化) 薄葬令により巨大古墳が禁止されたこと、仏教の伝来により火葬が一般化、寺院や仏院が豪族の権威の象徴となったため、以降古墳は衰退 →終末期古墳(7世紀後半～8世紀にかけての特殊な古墳) ex. 石舞台古墳(蘇我馬子の墓?)・高松塚古墳・キトラ古墳・酒船石遺跡(斉明天皇期の遺跡)(全て奈良県明日香村(飛鳥の中心地域)で発見) 八角墳(7世紀後半の正八角形の古墳で、御園野古墳(京都府の天智天皇陵)・野口王墓古墳(奈良県明日香村の天武・持統天皇陵)が有名)		

図解 NOTE① [竪穴式石室]



図解 NOTE② [横穴式石室]



[A] ヤマト(大和)政権(王権)

	国 内 ・ 対 外 関 係	古 墳 文 化
4 世 紀	369年 奈良県石上神宮七支刀(石上神宮[物部氏の氏神]に所蔵されている) (泰和4年) 百済の肖古王が倭王に贈った、表裏に金石文で61文字の銘文がある鉄剣 391年 朝鮮出兵 (目的=朝鮮半島の先進技術と鉄資源の獲得のため) (辛卯の年) 百済・新羅・加羅に侵攻してきた高句麗の好太王(広開土王)の軍に敗れる in「高句麗好太王碑文」(子の長寿王が高句麗の都の丸都に建立)	— [渡来人の来日 (応神天皇期の5世紀初め)] — 弓月君(秦氏の祖) ★養蚕・機織りを伝える 阿知使主(東漢氏の祖) ★東漢氏と西文氏は東・西 主仁(西文氏の祖) 史部(文筆を担当)を管理 ★『論語』・『千字文』(識字・習字テキスト)を伝える
5 世 紀	5世紀 倭の五王が南朝の宋へ遣使 in『宋書』倭国伝 目的=朝鮮半島南部をめぐる外交・軍事上の立場を有利にするため 421年 倭国王讃(応神天皇 or 仁徳天皇 or 履中天皇)が宋に遣使 438年 倭国王珍(仁徳天皇 or 反正天皇)が宋に遣使 443年 倭国王済(允恭天皇)が宋に遣使 462年 倭国王興(安康天皇)が宋に遣使 478年 倭国王武(雄略天皇)が宋に遣使 (順帝の昇明二年) 宋の順帝から6国の軍事的支配権を持つ「安東大將軍倭王」に叙任される →以前から南朝に朝貢し、軍事的支配権を認められていた百済は除かれた	— [ヤマト政権の支配拡大] — 熊本県江田船山古墳出土鉄刀 无利豆が「獲□□□齒大王」に典曹人として仕える 埼玉県稻荷山古墳出土鉄剣(471)(辛亥年) 乎獲居臣が「獲加多支齒大王」に杖刀人首として仕える ★「獲加多支齒大王」→雄略天皇に比定される 和歌山県隅田八幡神社人物画像鏡(503?) 銅鏡に48字の銘文を記す(即位前の継体天皇時?)
継 体	507年 継体天皇が即位(武烈天皇の死後、大伴金村[大連]が越前から迎える) ← ★6世紀以降、国家体制を固めていった新羅が高句麗・百済・伽耶へ勢力拡大 512年 大伴金村[大連]が任那(伽耶諸国)4県を百済に割譲 ★のち、物部尾奥から賄賂を受け取っていたことなどを糾弾され失脚(540) 527年 磐井の乱(新羅と通じていた磐井[筑紫国造]が起こした反乱) 近江毛野を将とするヤマト政権の任那救援・新羅征討軍を阻むため反乱 →物部麁鹿火が鎮圧(福岡県の岩戸山古墳は磐井の墓と推定される)	513年~百済から五経博士が来日(儒教の伝来) ★五経=「易経」「詩経」「書経」「礼記」「春秋」 →のち、易博士・曆博士・医博士も来日 522年 司馬達等が私宅で仏像を礼拝(仏教私伝) in『扶桑略記』(皇円が著した歴史書)
欽 明	562年 新羅により伽耶諸国(加羅・任那)滅亡 — [崇仏論争] — (崇仏派) (排仏派) 蘇我稲目[大臣] VS 物部尾奥[大連]	— [仏教公伝(6世紀)] — 百済の聖明王が欽明天皇に仏教を伝える 538年(戊午)説=『上宮聖德法王帝説』 『元興寺縁起』 552年(壬申)説=『日本書紀』
敏 達	蘇我馬子[大臣] VS 物部守屋[大連]	◎丸都(現、中国の吉林省集安市) 鴨緑江 高句麗 百済 新羅 伽耶諸国(加羅・任那)
用 明	587年 丁未の乱(蘇我馬子が物部守屋を滅ぼす) 用明天皇(厩戸王(聖德太子)の父)の死後、皇位継承争いをめぐり対立 →戦後、厩戸王(聖德太子)は難波に四天王寺・蘇我馬子は法興寺(飛鳥寺)を建立	
崇 峻	592年 蘇我馬子が崇峻天皇を暗殺(実行犯は東漢直駒) ★石舞台古墳(奈良県)は蘇我馬子の墓と比定される	

— [社(氏の祖先神である氏神・自然神を祀る)] —

伊勢神宮(三重県)(天照大神を祀る) ★神明造(伊勢神宮の建築様式)

出雲大社(島根県)(大国主神を祀る) ★大社造(出雲大社の建築様式)

住吉大社(大阪府)(海神を祀る) ★住吉造(住吉大社の建築様式)

大神神社(奈良県)(三輪山を神体とする)

宗像大社(福岡県)(沖ノ島を神体とする)

★沖ノ島=玄界灘に浮かぶ島で、海の正倉院と呼ばれる

— [習俗] —

禊(けがれなどを水で清める)・**祓**(けがれなどを払い除ける)

太占の法(鹿の肩甲骨を焼いて、その割れ具合で今後の吉凶を占う)

盟神探湯(熱湯に手を入れて、火傷の有無によって真偽を確かめる原始的裁判)

祈年祭(春に行う豊作を祈願する農耕儀礼)

新嘗祭(秋に行う収穫を感謝する農耕儀礼)

★天皇即位の年に行われるものを特に大嘗祭という(天武朝から開始か?)

[B] ヤマト政権の政治制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓制度

氏姓

前期(4世紀)	中期(5世紀)	後期(6世紀)
①弥生時代から、武器や農具に加工する 鉄資源の確保は豪族にとって必要不可欠		
②鉄資源の入手ルートは中国→百済・新羅 →伽耶諸国→九州北部→瀬戸内・畿内で あるため、畿内・瀬戸内の豪族は不利	①ヤマト政権の支配地域が 九州～関東にまで全国に拡大 ex. 熊本県江田船山古墳出土鉄刀 埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣	ヤマト政権に各地の豪族が服属 ①服属した豪族たちはヤマト政権の 支配下に組み込まれ氏となる
③鉄資源を確保するため、大王家を中心に 畿内・瀬戸内の豪族が連合(ヤマト政権)	②国内の諸豪族の支配を安定させるため、 南朝の宋に朝貢し安東大將軍の称号を賜る	②それぞれの氏の家柄・地位に応じて 臣・連などの姓という称号を与える =氏姓制度(5世紀後半～)
④but...4世紀後半から高句麗が南下政策 →高句麗が百済・新羅・伽耶諸国を圧迫		
⑤鉄資源を確保するため、朝鮮出兵(391)		

[A] 大化の改新

国内情勢		対外関係	
推古	592年 推古天皇が豊浦宮で即位（崩御は小墾田宮） →蘇我馬子と厩戸王（聖徳太子）が補佐 593年 厩戸王（聖徳太子）（推古天皇の甥）が皇太子となる 594年 仏法興隆の詔（仏・法・僧の三宝を興せとの詔） 603年 冠位十二階（才能や功績に応じ、冠位を個人に与える） 徳・仁・礼・信・義・智をそれぞれ大小に分けて12階とする ★姓氏制度による世襲制を打破し、官僚制への再編をめざす 604年 憲法十七条（官人に対する道徳的訓戒や服務規程を示す） ①和の尊重・②三宝（仏・法・僧）の崇敬・③天皇への服従 ★豪族に国家の官僚としての自覚を求め、従来の組織を再編する —「その他の諸政策」— ①仏教政策＝『三経義疏』（法華経・維摩経・勝鬘経の注釈書） by 厩戸王（聖徳太子）（高句麗の僧惠慈から仏教を学ぶ） cf. 観勒（602年来日した百済の僧一暦・天文学を伝える） 曇徴（610年来日した高句麗の僧一紙・墨・絵具を伝える） ②国史編纂 『天皇記』・『国記』（のち、乙巳の変により焼失） by 厩戸王（聖徳太子）・蘇我馬子	589年 隋が中国を統一（→隋に従わない高句麗の征討をめざす） 600年 最初の遣隋使（→文帝から倭の政治・風俗を窺われる） （開皇20年） 『隋書』に記録はあるが、日本側の『日本書紀』には記録なし 607年 小野妹子を遣隋使として派遣 （大業3年） →煬帝に国書提出「日出づる処の天子…」（『隋書』倭国伝） ↓ ★中国皇帝に臣属しない形式をとったため、煬帝から無礼とされる 608年 裴世清（答礼使）と共に帰国 608年 小野妹子を再び遣隋使として派遣 高向玄理（留学生）・南淵請安・旻（学問僧）も渡隋 →煬帝に国書提出「東の天皇、敬みて…」（『日本書紀』） 614年 最後の遣隋使（大上御田鎌を派遣） 618年 隋の滅亡（→高句麗遠征の失敗などで人民の支持を失う） →唐建国（強力な中央集権国家の体制を形成） 冊封体制の構築（中国と周辺諸国は宗主国と属国の主従関係） →唐に従わない高句麗の征討をめざす	
	舒明 632年 旻帰国 640年 高向玄理・南淵請安帰国	630年 最初の遣唐使（舒明天皇が大上御田鎌を派遣） ★儀礼的な朝貢形式（遣隋使・遣唐使は共に冊封は受けていない）	
皇極	643年 山背大兄王（厩戸王（聖徳太子）の子）が斑鳩宮で自殺 →蘇我入鹿（蘇我蝦夷の子）に攻撃される ★古人大兄王（蘇我氏を外戚とする）を次期天皇に推していた 645年 乙巳の変（大王を中心とした中央集権国家の確立をめざす） 中大兄皇子・中臣鎌足が蘇我入鹿を飛鳥板蓋宮で殺害 →蘇我蝦夷は自宅で自殺（この際に『天皇記』・『国記』も焼失） ★大化の改新（乙巳の変以降に始まる一連の政治改革をいう） —「新政権の組織（大臣・大連を廃止）」— 皇太子＝中大兄皇子 左大臣 阿倍内麻呂 蘇我（倉山田）石川麻呂 右大臣 中臣鎌足 高向玄理・旻 内臣 国博士	642年 高句麗・百済で政変（クーデターによる権力集中） ↓ 高句麗・百済 VS 唐・新羅 644年～唐が高句麗に侵攻（→東アジアの国際的緊張） 	
	孝徳（軽皇子） 645年 難波（長柄豊碕）宮（摂津国）遷都 ★中国にならって、大化という元号を日本で初めて定める 646年 改新の詔（4カ条から成る新政府の基本方針）in『日本書紀』 ①公地公民制（子代の民・屯倉・部曲の民・田荘の廃止） →上級豪族に食封・下級豪族に布帛を支給 ②地方行政区画の画定（国・評（郡）・里などの画定） ③班田収授法の実施、戸籍・計帳の作成 ④統一的新税制の確立（田の調・戸別の調などの徴収） 647年 淳足柵（越後国）設置 648年 磐舟柵（越後国）設置 ★孝徳天皇と対立した中大兄皇子が飛鳥に戻り→翌年天皇死去	図解NOTE①〔冊封体制と遣隋使の派遣〕 ①中華思想（華夷思想）（漢民族が持つ中国中心の優越思想） ★漢民族…「中華」・周辺異民族…「夷狄（蕃夷）」（東夷・南蛮・西戎・北狄） ②冊封体制（中国と周辺諸国は宗主国と属国の君臣（主従）関係） ③冊封を受ける ④回賜（返礼） ⑤王が朝貢し、中国皇帝に臣下の礼をとる ⑥唐に高句麗・百済・新羅が朝貢（百済・新羅は服従）	

[B] 律令国家の形成

国内情勢		対外関係
齊明 (皇極天皇の重祚)	658年～阿倍比羅夫の北方遠征(～660) 蝦夷(秋田・津軽方面の部族)・肅慎(北海道南部の部族?)を平定 658年 有間皇子(孝徳天皇の子)の謀叛(蘇我赤兄に謀られ挙兵を企てる) 661年 百済救援軍の派遣(朝鮮半島における倭国の優位性を復活させるため)← 中大兄皇子・齊明天皇は九州へ向かうが、筑紫朝倉宮で齊明天皇死去	660年 百済滅亡(百済の都の泗沘城(扶余)が陥落) 鬼室福信(百済の遺臣)が日本に救援を要請
	中大兄皇子(称制) [国防強化] ①防人(対外防衛のため九州北部に配備された兵) ②烽火(煙火による緊急連絡手段のための施設) ③水城(筑紫に設けられた全長約1kmの大堤) ④朝鮮式山城(亡命百済人の技術で対馬から大和にかけて築城) ex. 大野城(大宰府北方)・基肄城(大宰府南方)・高安城(飛鳥) 667年 近江大津宮(近江国)遷都(翌年、近江大津宮で天智天皇が即位)←	663年 白村江の戦い(百済を復興させるため) 日本軍が錦江河口で唐・新羅の連合軍に大敗 [中大兄皇子による国政改革] ①内政・国防重視政策へ転換 ②唐にならった律令制を導入 ③甲子の宣(664)で部曲を一時的に復活 兵隊の主力を徴発した豪族層の不満解消のため
天智	668年 近江令(中臣鎌足に命じて編纂させた最初の法律?→存在自体の否定説もある)← ★中臣鎌足の死去(669)→死後、大織冠の位・藤原の姓を賜る 670年 庚午年籍(氏姓を正す根本台帳として永久保存とされた最初の全国的戸籍)←	668年 高句麗滅亡
	672年 壬申の乱(天智天皇死去の翌年に起きた皇位継承争い) 大海人皇子(天智天皇の弟) VS 大友皇子(天智天皇の子)	
天武 (大海人皇子)	672年 飛鳥浄御原宮(大和国)遷都(翌年、飛鳥浄御原宮で天武天皇が即位) 681年 飛鳥浄御原令編纂開始 [皇親政治(天皇と皇族を中心とした政治形態)] ①天皇神格化(「大王」→「天皇」号の成立・「倭」→「日本」国号の使用) ②部曲の廃止(675)(→豪族や寺院・神社の山林や原野を朝廷のものにする) ③八色の姓(684)(天皇を中心とした新しい身分秩序に豪族たちを編成) 真人(皇親)・朝臣(旧臣姓)・宿禰(旧連姓)・忌寸・道師・臣・連・稻置 ④国史の編纂(天武天皇が稗田阿礼に『帝紀』・『旧辞』の謄習を命ずる) ⑤富本銭(奈良県明日香村の飛鳥池遺跡から出土した日本最初の鑄造貨幣)	676年 新羅の朝鮮半島統一 遣新羅使の派遣(新羅を介し唐文化を享受) →天武・持統天皇時に遣唐使の派遣は無し
	689年 飛鳥浄御原令施行 690年 庚寅年籍(飛鳥浄御原令に基づいて作成された最初の班田台帳のための戸籍) 694年 藤原京(大和国)遷都(持統・文武・元明天皇の3代天皇が都とする) 大和三山(耳成山・畝傍山・天香久山)に囲まれた最初の本格的な都城制	皇統系図: 蝦夷(入鹿)の女と舒明(古人大兄王)の子が皇極(斉明)となり、孝徳(有間皇子)の子が中大兄皇子(天智)となり、大海人皇子(天武)と大友皇子(弘文)が子となり、草壁皇子が子となる。
持統		

図解NOTE② [改新の詔]

[私地私民制] → [公地公民制]

—大王(のちの天皇)—

直轄地=屯倉

直轄民=子代・名代

—豪族—

私有地=田荘

私有民=部曲

図解NOTE③ [壬申の乱]

 大海人皇子(弟)
 (地方豪族が味方)
 in 吉野で挙兵

 大友皇子(子)
 (中央豪族が味方)
 in 近江大津宮

VS

- ①畿内の中央豪族が没落したことにより、
 大王と豪族の差が拡大し、大王の権威が絶対化
 (1)「大王」→「天皇」へ改称(→天皇神格化)
 (2)天皇と皇族を中心とした政治=皇親政治
 (3)皇族を姓の最上位(真人)におく=八色の姓
 ②天皇を中心とした中央集権化が達成される

〔A〕律令制度（唐の律令を模範としているが、日本の社会の実情に合わせて改めたところもある）

中央官制（二官八省一台五衛府から構成）

①**大宝律令**…701年に刑部親王（総裁）・藤原不比等（副総裁）が編纂
②**養老律令**…718年に藤原不比等が編纂→757年に藤原仲麻呂が施行

中務省（詔勅の作成・天皇側近事務）
民部省（戸籍・租税など民政一般）
式部省（文官の人事・大学の管理）
治部省（外交事務・仏事・氏姓関係）
兵部省（軍事一般・武官の人事）
刑部省（裁判・刑の執行）
大蔵省（財政の管理・貨幣）
宮内省（宮中の一般事務）

地方官制

①全国を畿内（五畿）七道に大別（諸国を大國・上國・中國・下國の四等級に分ける）
畿内＝山城国（平安京遷都以前は山背国）・大和国・摂津国・河内国・和泉国
七道＝東山道・東海道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道
②三関＝不破関（東山道の美濃国）・鈴鹿関（東海道の伊勢国）・愛発関（北陸道の越前国）
③要地
京＝京職（左京・右京の民政一般→東・西市を管理する市司を指揮下におく）
難波＝摂津職（摂津国の民政→国内物資の集散地・遣唐使の発船など重要な難波津を管理）
筑紫＝大宰府（「遠の朝廷」と呼ばれ、外交・国防上重要な西海道（九州）諸国を統治）
④国内を三階（国・郡・里）に区画
国＝国司（国司を通じて中央集権的な地方支配を実現するため、中央の貴族から任命し派遣）
任期＝6年→4年（地方の実情に精通していない）・国司の役所＝国衙（国府）
郡＝郡司（地方の実情に精通し在地における伝統的な支配力をもつ、旧国造など地方豪族から任命）
任期＝終身官・世襲制（農民との結びつきが強い）・郡司の役所＝郡衙（郡家）
★郡評論争（大宝律令が施行される701年以前は郡ではなく評）
→藤原京出土の木簡「己亥年(699年) 上総国阿波評」などで明らかになる
里＝里長（50戸を1里とする→717年以降、里を郷と改称し、里長も郷長となる）
[郷里制（717年～740年頃、里を郷と改称し、郷の下に2～3里を置く）]
戸＝戸主（郷戸）
郷戸（郷里制施行に伴い編成された行政組織の最末端の戸）
房戸（郷里制施行に伴い、郷戸の下に新設された生活単位）

〔四等官制（各官吏に四等級を置く）〕				
官職	かみ 長官	すけ 次官	じょう 判官	さかん 主典
国司	守	介	掾	目
郡司	大領	少領	主政	主帳
八省	卿	輔	丞	録
神祇官	伯	副	祐	史
大宰府	帥	式	監	典

貴族の特権

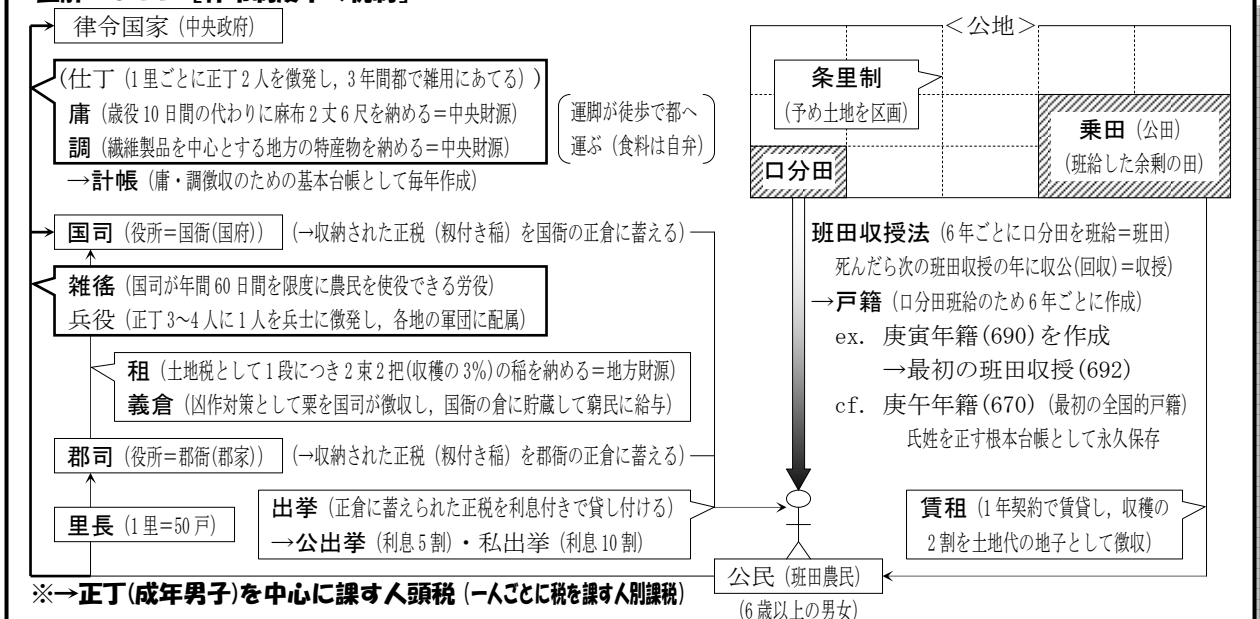
①**蔭位の制**（父祖の位階に応じて、子孫は21歳になれば自動的に一定の位階を得られる制度）
→三位以上（公卿）は子と孫、五位以上（貴族）は子が適用を受けられる
②**官吏（官人）の給与**（特に五位以上に支給される）
(1) 田地＝位田（位階に応じて支給される田地）・職田（官職に応じて支給される田地）
★功田（功績に応じて支給される田地）・賜田（天皇の命で特別に支給される田地）
(2) 封禄＝位封（位階に応じて支給される封戸）・職封（官職に応じて支給される封戸）
★位禄（四位・五位に支給される布・綿・纒） cf. 位封は三位以上に支給
★季禄（全官人に春秋の年2季に支給される布・綿・纒）
(3) 供人＝資人（五位以上に対して位階・官職に応じて支給される従者）
③**税の免除**（庸・調・雑徭などの負担は免除）
④**刑法上の減刑措置**（重罪でない限り実刑を受けず、免職や罰金で済む特権）
(1) 五刑〔答〔むちで打つ〕・杖〔つえで打つ〕・徒（懲役）・流・死〕
(2) 八虐（天皇に対する謀叛・尊属に対する不孝などの重罪）

〔官位相当制〕		
官吏には一位から初位までの位階が与えられそれぞれの位階に応じた官職に任命される制度		
位階（合計30階）	官職	
正（從）一位	→太政大臣に任命	
正（從）二位	→左・右大臣に任命	
正（從）三位	→大納言などに任命	
正（從）四位上下	→参議などに任命	
正（從）五位上下	→少納言などに任命	
正（從）六位上下	→大國介などに任命	
正（從）七位上下	→大國掾などに任命	
正（從）八位上下	→大國目などに任命	
大（小）初位上下	→中國目などに任命	

〔B〕民衆の税負担（租・庸・調・雑徭・出挙・義倉・仕丁・兵役など）

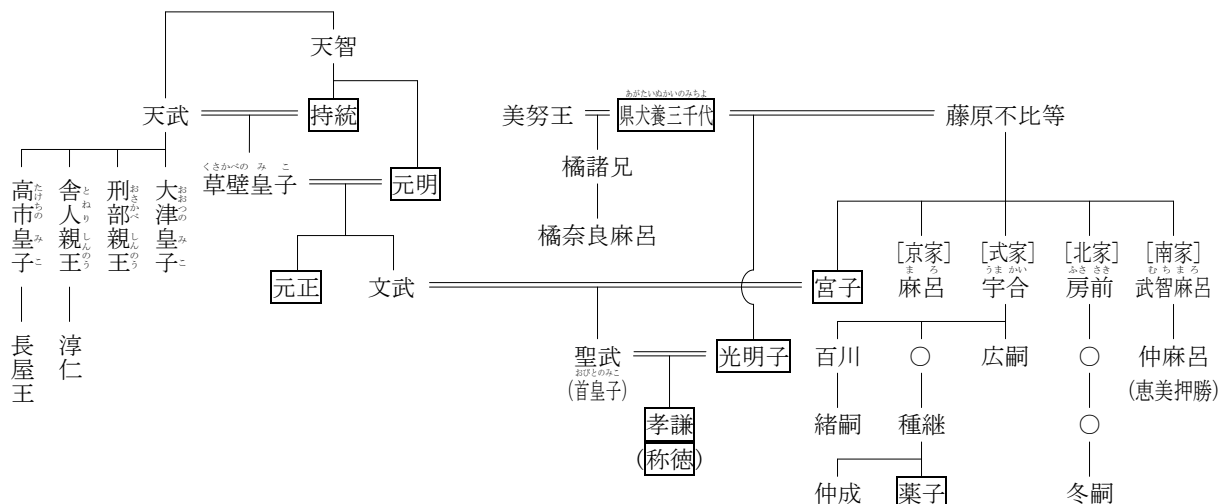
班田 収授 法	① 班田収授法 （唐の均田法を参考） 6歳以上の男女に6年ごとに 口分田 を班給 ex. 良民男子＝2段 ★1段(反)＝360歩 良民女子＝1段 120歩（女子は男子の3分の2） (1) 家屋やその周囲の土地は私有が認められたが、 口分田は売買できず、死者の口分田は次の班田収授の年に収公 (2) 条里制（班田実施のため田地を整然と区画する制度） (3) 賃租（口分田などに班給して残った乗田(公田)などは、 1年契約で賃貸し、収穫の5分の1を地子として徴収） ② 戸籍 （口分田班給のための基本台帳） →6年ごとに作成・30年保存（ただし、庚午年籍は永久保存） ③ 計帳 （庸・調徴収のための基本台帳） →毎年作成	〔田地の種類〕 ① 輸租田 （税を納める田）…口分田・位田・功田・賜田・郡司職田 ② 不輸租田 （税を免除される田）…神田・寺田・職田（郡司以外）	
	① 良民＝貴族・百姓 品部・雑戸（手工業を中心とした特殊な技術者集団） ★品部・雑戸は実質的には良民と賤民の間 ② 賤民＝五色の賤 官有賤民（陵戸・官戸・奴婢）＝良民と同じ口分田を班給 私有賤民（家人・私奴婢）＝良民の1/3の口分田を班給 ★奴婢・私奴婢は戸を形成できず、売買の対象とされた	〔身分制度（良民と賤民の婚姻は禁じられる）〕	
土地税	租 口分田1段(反)あたり二束二把（収穫量の3%）の稲を 地方財源 として納める →国衙・郡衙の正倉に蓄えられた正税（稲付き稲）を公出挙によって運営し地方行政の経費などにあてる		
出挙	正倉に蓄えられた正税（稲付き稲）を春に貸付け、秋に利息付で回収する →公出挙（正税出挙）＝利息5割（国家が行う）・私出挙＝利息10割（私人が行う）	公出挙はもともと貧民救済の目的だったが、 のち財源のため強制的に貸し付けられ租税化	
義倉	凶作対策の貯蓄として粟（長期保存に適している）・麦・豆などを徴収し、国衙の倉に貯蔵（基本的に全ての良民が対象）		
年齢区分	正丁（21～60歳の成年男子） （戸籍・計帳に基づいて、正丁（成年男子）を中心に人別に課す人頭税が中心）	次丁（老丁） （61～65歳の男子）	少丁（中男） （17～20歳の男子）
人頭 税	庸 歳役（都での労役）10日間の代わりとして、 麻布二丈六尺を納める（京・畿内は全額免除） → 中央財源 〔運脚（運脚夫）が京へ徒歩で運ぶ〕		
	調 諸国の特産物を納める（京・畿内は2分の1） ★正丁だけに調副物（染料・油・漆など）が課される	①食料は自弁（自己負担） ②納入者を示す荷札として木簡を使用	なし
	雑徭 地方において国司が年間60日を限度に農民を使役できる労役 ★道路・堤埝の修築など公用のほか、国司の私用にあてられた場合も多い	正丁の2分の1	正丁の4分の1
	仕丁 1里（50戸）ごとに正丁2人を徴発し、3年間都で雑用などにあてる 正丁3～4人に1人の割合で兵士を徴発し、交代で諸国の軍団で訓練させる ★兵士の食料・武器は自弁（自己負担）→代わりとして課役（庸・調・雑徭）は免除 → 衛士 （1年間都の警備→衛門府・左右衛士府に配属）・ 防人 （3年間北九州沿岸の警備→大宰府に配属）		

図解NOTE〔律令制度下の税制〕

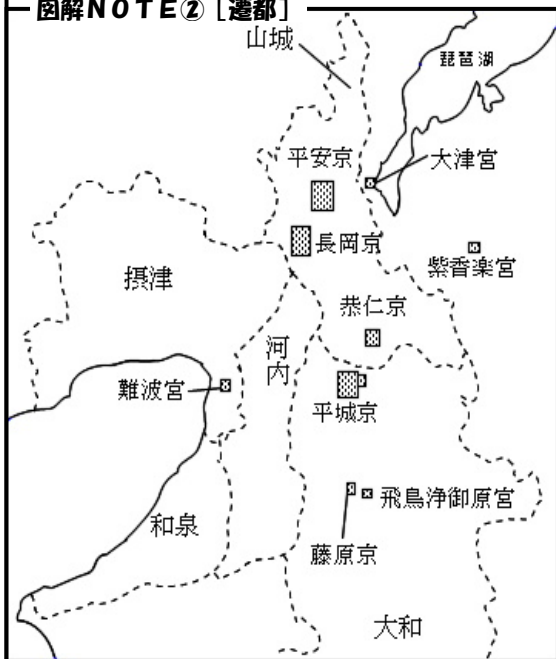


	政権担当者	政治・政争	土地政策
文武	藤原不比等 (中臣鎌足の子) (死の際に大織冠と藤原の姓を賜る)	701年 大宝律令 (日本最初の律令→現存せず) →編纂=刑部親王 (総裁)・藤原不比等 (副総裁)	
元明		708年 和同開珎鑄造 (武蔵国からの銅の献上が契機→和銅と改元) 唐の開元通宝にならい、鑄銭司が鑄造 (銀銭・銅銭の両銭あり) ★皇(本)朝十二銭の最初 (律令国家が鑄造した12種の銅銭の総称) cf. 皇(本)朝十二銭の最後=乾元大宝 (村上天皇時の958年に鑄造)	708年 出羽柵 (現在の山形県) 設置 →秋田城に移築(733) 712年 出羽国 (越後・陸奥国を割いて設置)
元正	720☞ 長屋王 (右大臣→左大臣)	710年 平城京遷都 (唐の長安にならった本格的都城) 711年 蓄銭叙位令 (銭貨の流通を促進するための法令) but 京・畿内を中心とする地域以外はあまり流通しなかった →地方では米や布などが貨幣の代わりに用いられていた	713年 大隅国 (日向国を割いて設置) ↓ 720年 のち、種子島・屋久島も朝廷に帰属 隼人 (九州南部の人々) の反乱 →大伴旅人が鎮圧 722年 百万町歩開墾計画 東北地方の開墾計画→成果なし 723年 三世一身法 ★養老7年の格と呼ばれる ①新たに開墾した土地(墾田)の3世代までの所有を認める ②旧来の灌漑施設を利用して開墾した場合は本人一代限りの所有
聖武	729☞ 藤原四子 737☞(天然痘) 橘諸兄 (皇族出身) [補佐(もと遣唐使)] 玄昉 (僧侶) 吉備真備 (豪族)	718年 養老律令制定 (→現存せず) →編纂=藤原不比等 but 大宝律令と内容的に大きな変化はなく、この当時は施行されず 724年 聖武天皇が即位 (皇太子時代に入内した光明子が夫人) 729年 長屋王の変 (謀反の疑いで自殺させられる) 事件後、光明子が人臣で初の皇后となる ★近年、平城京の長屋王邸宅跡から大量の木簡が発見される 740年 藤原広嗣の乱 (式家: 宇合の子) 玄昉・吉備真備の排除を求めて藤原広嗣 (大宰少貳) が大宰府で反乱 ↓ [遷都] ①恭仁京 (山背国) ★紫香楽宮離宮(742) ②難波宮 (摂津国) ③紫香楽宮 (近江国) [鎮護国家思想] 741年 国分寺建立の詔 in 恭仁京 743年 大仏造立の詔 in 紫香楽宮 盧舍那仏 (大仏の正式名称) ★行基による勧進 (のち大僧正)	743年 墾田永年私財法 ★天平15年の格と呼ばれる ①開墾地の永代私有を認める ②身分により開墾できる面積を制限 ③開墾は国司への申請が必要 ④申請後3年以内に着手 ★貴族・寺社・地方豪族が大規模に墾田を開墾 [初期荘園(墾田地系荘園)] ①形態=自墾地系荘園 (自ら未開地を開墾) 既墾地系荘園 (他の開墾地を買収) ②経営=賃租 (1年間の契約で土地を賃貸) →収穫の5分の1を地子として徴収 ③特徴=専属農民の不在 (労働力は依存) ④例=越前国道守荘 (東大寺領)
孝謙	藤原仲麻呂 (南家: 武智麻呂の子) [紫微令(紫微中台長官)]	745年 玄昉の左遷 to 筑紫国観世音寺 (天下三戒壇の一つ) 750年 吉備真備の左遷 752年 東大寺大仏開眼供養 (←749年、陸奥国から金が献上され完成) ★聖武太上天皇・光明皇太后・孝謙天皇など1万人が参列する盛儀 757年 橘奈良麻呂の変 (藤原仲麻呂の打倒をはかるが逆に滅ぼされる) 養老律令施行	
淳仁	(惠美押勝) (太(大)師(太政大臣)) 764☞	760年 光明皇太后の死去 764年 惠美押勝の乱 (道鏡排除を計画するが先制され滅ぼされる) 事件後、淳仁天皇は淡路に配流される (淡路廃帝)	
称徳	道鏡 [太政大臣・禪師(765)] [→法王(766)]	769年 宇佐八幡宮神託事件 (道鏡が皇位をねらうが失敗) →和氣清麻呂・和氣広虫 (法均尼) を配流 770年 道鏡の左遷 to 下野国薬師寺 (天下三戒壇の一つ)	765年 加墾禁止令 寺院以外の開墾を禁止 772年 加墾禁止令の停止 開墾制限を撤廃
光仁	藤原百川 (式家: 宇合の子)	770年 光仁天皇 (天智天皇の孫) 即位 藤原百川 (式家: 宇合の子)・藤原永手 (北家: 房前の子) が擁立	

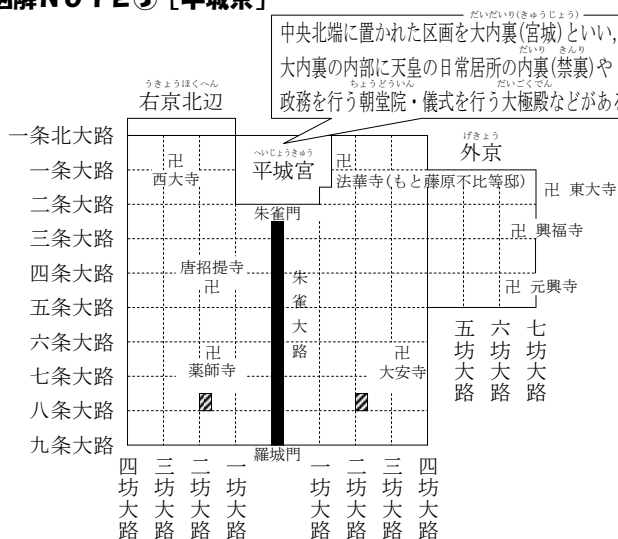
図解NOTE① [天皇・藤原氏系図]



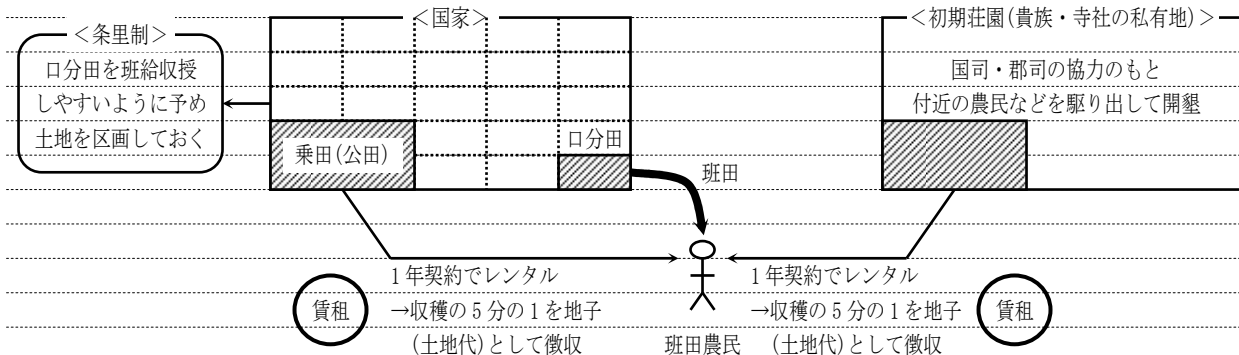
図解NOTE② [遷都]



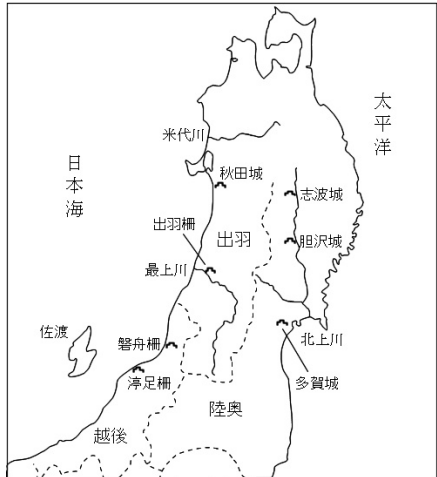
図解NOTE③ [平城京]



[NOTE]



[A] 平安京の政治(律令制の再編)

政治・政争		蝦夷征討
桓武(光仁天皇の子)	781年 桓武天皇即位(行財政の簡素化や公民の負担軽減など政治再建につとめる) 784年 長岡京(山背国)遷都(目的=仏教政治の弊害を絶つ・水陸交通の便がよい) 785年 藤原種継暗殺事件(造長岡宮使の藤原種継〔式家:字合の孫〕が暗殺される) 早良親王(桓武天皇の弟)に容疑がかかり、皇太子を廃される 794年 平安京(山城国)遷都(建議=和気清麻呂) ★山背国を山城国と改称 〔延暦の治(桓武天皇の親政)〕 ①健児の制(792)(東北・九州など辺境の要地を除いた軍団兵士制を廃止) 郡司の子弟を中心に健児に採用し、国府・兵庫・鈴藏などの警備にあたる ②雑徭(60日間→30日間に軽減) ③公出拳(5割→3割に利息を軽減) 〔律令制の再編〕 ①班田制(班田収授を6年1班→12年1班に改める) ②勘解由使(国司交替時に事務引継ぎの不正を検査する) 解由状(後任国司が前任国司に発行する事務引継ぎ完了の証明書)を検査	(780年) 伊治皆麻呂の乱(光仁天皇時) 紀広純〔睦奥按察使〕を殺害し多賀城を焼き払う →以後、東北地方では30年余り戦乱状態が続く 789年 紀古佐美〔征東大使〕の蝦夷征討 797年 坂上田村麻呂〔征夷大將軍〕の蝦夷征討 渡来系氏族(東漢氏の子孫)で清水寺を創建? →阿豆流為〔蝦夷の族長〕らを降伏させる(801) 802年 坂上田村麻呂が胆沢城を築城 鎮守府を多賀城から胆沢城に移転 803年 坂上田村麻呂が志波城を築城 805年 徳政相論(二大政策(軍事・造作)に関する論争) →藤原緒嗣(中止派) VS 菅野真道(継続派)
平城	806年 平城天皇即位(官司の削減・冗官の整理など官制改革, 地方官対策を行う) 藤原菓子〔式家:種継の子〕を寵愛・藤原仲成〔菓子の兄〕を重用	
嵯峨(桓武天皇の子)	810年 平城太上天皇の変(菓子の変)(式家没落・北家台頭の契機となる) 藤原菓子・藤原仲成〔藤原式家〕が平城太上天皇(上皇)の重祚を企てるが失敗 809年, 病気のため嵯峨天皇に譲位した平城上皇は、寵愛した藤原菓子や仲成をはじめとする多数の官人らを伴い平城宮に移った。天皇は810年上皇と菓子らの行動を抑えるため、蔵人頭に藤原冬嗣と巨勢野足を任命。これにより対立し、平城上皇が平城旧京への遷都を命じると、嵯峨天皇は迅速に兵を出して勝利。上皇は出家、菓子は自殺。仲成は射殺された。 〔弘仁の治(嵯峨天皇の親政)〕 ①蔵人所(天皇の側近として、天皇の機密文書を扱う機関) →蔵人頭(蔵人所の長官) = 藤原冬嗣〔藤原北家〕・巨勢野足 ②検非違使(京都の治安維持・訴訟にあたる機関) のち、衛門府の警察権・彈正台の糾弾権・京職の裁判権を吸収し、権限を拡大 ①格式(→行政を担う貴族・官人はこれらの行政能力の習得が必要になる) 格(律令の条文を補足・修正した太政官符や詔勅) 式(律・令・格の施行細則) ②三代格式の編集 『弘仁格式』(嵯峨天皇の命で藤原冬嗣らが編集(820)) 『貞観格式』(清和天皇の命で藤原氏宗らが編集) 『延喜格式』(醍醐天皇の命で藤原時平らが編集→延喜式(927)は完備現存) ★『類聚三代格』(三代格を神祇・仏事など項目別に11世紀に分類・編集) ③法典注釈書(養老令の様々な条文の解釈・学説をまとめたもの) 『令義解』(清原夏野が833年に編集した養老令の官撰注釈書) ★『令義解』から養老令の大部分が復元できる 『令集解』(惟宗直本が868年頃に編集した養老令の私撰注釈書) ★『令集解』から養老令の大部分・大宝令の一部が復元できる	811年 文室綿麻呂〔征夷將軍〕の蝦夷征討 最後の蝦夷征討となる 〔蝦夷経営〕 俘囚(律令国家に服属した蝦夷に対する呼称) 柵戸(東国から移住させた開拓と防衛にあたる人々) (878年) 元慶の乱(出羽国の俘囚が秋田城を焼打ち) 光仁 = 高野新笠(百済系渡来人の子孫) 桓武 早良親王 平城 嵯峨 淳和 
淳和		

[B] 東アジアとの外交

中 国 関 係	朝 鮮 関 係
618 年 唐の建国（隋を滅ぼし、都を長安におく） 630 年 最初の遣唐使（皇帝に臣下の礼をとる朝貢形式） →大上御田鉢を派遣（614年に第4回遣隋使としても渡航） 目的＝①唐の先進的な文物・制度の輸入・②日本の国際的地位の向上 ex. 唐の朝貢に際する新羅との席次争いで大伴古麻呂が抗議(753) 8 世紀 遣唐使の航路変更（新羅との関係悪化が背景） 北路 → 南島路 → 南路（東シナ海を横断する危険な航路） [遣唐使（2隻→4隻500名「よつのふね」・19回任命→15回渡航）] 702 年 粟田真人……遣唐大使として入唐（大宝律令の編纂に参加） 山上憶良……遣唐少録として入唐（歌人として『貧窮問答歌』が代表） 717 年 藤原宇合……遣唐副使として入唐（藤原不比等の子で式家の祖） 玄 昉……帰国して橘諸兄政権を補佐した僧侶→筑紫観世音寺に左遷 吉備真備……帰国して橘諸兄政権を補佐した地方豪族→のち右大臣となる 阿倍仲麻呂……唐朝に仕えるが、帰国できず唐で客死（唐名＝朝衡） ★玄宗皇帝に重用され、李白・王維らの文人と交際 井 真成……帰国できず唐で客死（中国の西安で墓誌が発見される） 752 年 藤原清河……帰国できず唐で客死（藤原房前の子で遣唐大使として入唐） 804 年 平安最初の遣唐使（橘逸勢・空海・最澄らが渡航） 838 年 実質最後の遣唐使（藤原常嗣・円仁らが渡航） 小野篁（遣唐副使となるが、乗船を拒否したため隠岐に配流） 円 仁『入唐求法巡礼行記』（円仁の渡航日記） 894 年 菅原道真（遣唐大使）の建議で遣唐使廃止（宇多天皇時） 廃止理由…①唐の衰退 ex. 安史の乱（安祿山・史思明的の乱）(755) ②航路の危険性・③新羅の海賊の活動・④派遣費用調達の困難 ⑤唐の民間商人の頻繁な来航（公的な交渉を続ける必要がない） 廃止後……①日本人の海外渡航は原則として禁止（僧侶の渡航は許可制） ex. 斎然（983年に入宋した東大寺僧→宋版大蔵経・釈迦像を持ち帰る） 寂照（1003年に入宋した天台宗僧→天台宗疑問の答釈を得るが客死） 成尋（1072年に入宋した天台宗僧→多くの經典を日本に送るが客死） ②唐・新羅の民間商船が博多津に来航（遣唐使廃止後も中国の文物は流入） ★鴻臚館（平安京・大宰府（博多津）に設けられた外国使節の迎接施設） 907 年 唐滅亡→宋（北宋）建国（960）	660 年 百済の滅亡（唐・新羅の連合軍が滅ぼす） 663 年 白村江の戦い（唐・新羅の連合軍に大敗） 668 年 高句麗の滅亡（唐・新羅の連合軍が滅ぼす） 668 年 新羅使の来日（新羅は朝貢形式で日本と通交を結ぶ） 遣新羅使の派遣（天武・持統朝に遣唐使の派遣はなし） 676 年 新羅の朝鮮半島統一（唐の勢力を追い出す） のち、新羅が対等な立場を主張したため緊張関係 698 年 渤海の建国（沿海州の靺鞨族と高句麗遺民が建国） 唐・新羅との対抗関係から日本に通交を求める 727 年 渤海使の来日（渤海が日本に派遣した外交使節） 日本からも遣渤海使を派遣するなど交易を行う ★渤海の宮都跡から和同開珎が発見されている [渤海使滞在施設] 松原客院（越前国敦賀津におかれた渤海使滞在施設） 能登客院（能登国福浦津におかれた渤海使滞在施設） 926 年 渤海の滅亡（契丹族に滅ぼされる→のち遼を建国） ★のち、遼も女真族に滅ぼされる→のち金を建国 935 年 新羅の滅亡→高麗の建国（918）

[NOTE]

[A] 他氏排斥

政権担当者		政治・政争
仁明	藤原良房 (冬嗣の子)	842年 承和の変 (伴健岑・橘逸勢が恒貞親王を奉じて謀反を計画?) → 伴健岑 (隠岐配流)・橘逸勢 (伊豆配流) 恒貞親王 (廃太子)・道康親王 (皇太子)
文徳		850年 文徳天皇即位 → 良房=人臣初の太政大臣 (857)
清和		858年 清和天皇即位 → 良房=事実上の摂政 (858) → 良房=正式に摂政任命 (866)
和		866年 応天門の変 (平安京朝堂院の正門である応天門が炎上) 容疑者=源信 [左大臣] → 真犯人=伴善男 [大納言] → 伴善男 (伊豆配流)・紀夏井・紀豊城 (関連して配流) ★『伴大納言絵巻』(応天門の変を題材にした絵巻物)
陽成	藤原基経 (良房の養子)	876年 陽成天皇即位 (のち、殿上で殺人事件を起こし退位させられる)
光孝		884年 光孝天皇即位 → 基経=事実上の関白
宇多		887年 宇多天皇即位 → 基経=正式に関白 887年 阿衡の紛議 (阿衡事件) (〜888) 基経を関白に任じた際の詔勅の中の「阿衡」の語句に基経が抗議 → 天皇は起草者の橘広相を処罰し、訂正した詔勅を発して解決 [寛平の治 (宇多天皇の親政)]
多	藤原時平 (基経の子)	891年 ①基経死後、宇多天皇は摂政・関白を置かず ②滝口の武者 (宮中の警備にあたる武者) を設置 ③菅原道真 (蔵人頭) を登用 (もと漢詩文・歴史を教える文章博士) → 遣唐使廃止 (894) by 菅原道真 (遣唐大使) ★『菅家文草』(道真の漢詩文集)・『類聚国史』(六国史を部門別に分類) ④『寛平御遺誡』(宇多天皇が譲位に際、醍醐天皇に与えた訓戒書)
醍醐		899年 藤原時平 [左大臣]・菅原道真 [右大臣] 901年 昌泰の変 (藤原時平 [左大臣]が菅原道真 [右大臣]を讒言) → 醍醐天皇が菅原道真を大宰府に左遷 [大宰権帥] 902年 延喜の荘園整理令 (勅旨田の設置を禁止) 最後の班田収授 (班田収授法が廃絶) 914年 三善清行「意見封事十二箇条」 ★日本三代実録(901)・古今和歌集(905)・延喜式(927)
朱雀	藤原忠平 (基経の子)	930年 朱雀天皇即位 (幼少のため藤原忠平 [摂政・関白]が補佐) 935年〜承平・天慶の乱 (平将門の乱・藤原純友の乱の総称)
村上	天曆の治	958年 乾元大宝铸造 (皇朝十二銭の最後)
冷泉	藤原実頼 (忠平の子)	969年 安和の変 (源満仲が源高明の娘嬢を平親王擁立の陰謀計画?を密告) 源満仲 (摂津国多田荘に土着=多田源氏)の密告 → 源高明 (醍醐天皇皇子) [左大臣]を大宰府に左遷 ★『西宮記』(朝廷の儀式や年中行事を記した源高明の有職書) → 藤原北家の政治的地位は安定し、摂政・関白が常置されるようになった

図解 NOTE [外戚]

- ①妻問婚 (別居で夫が妻の家に通う婚姻形態)
②招婿婚 (夫が妻の実家に住む婚姻形態)
(婿入婚)

- ③嫁入婚 (妻が夫の実家に住む婚姻形態)

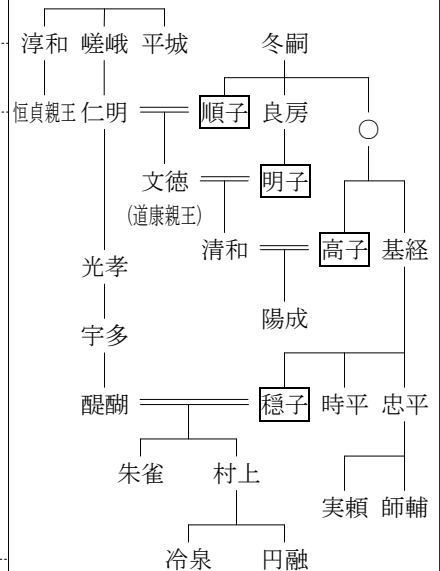
①摂関の地位

摂政 (天皇が幼少の期間に政務を代行する)

関白 (天皇の成人後に、後見役をつとめる)

- ②摂関の権限 (役人の任免権を持つ)

叙位 (位階の授与)・除目 (官職の任命)



903年の道真の死後に天災が相次ぎ、怨霊による祟りと畏怖されたため、天神として祀る北野神社を京都に建立
→ のち霊を祀る祭礼として祇園社と並ぶ御霊会も開催
★『北野天神縁起絵巻』(道真の生涯を描いた絵巻物)

[承平・天慶の乱 (935〜941)]

- ①平将門の乱 (平高望の孫 in『将門記』)
下総国 (千葉県) 猿島を拠点とする平将門の反乱
★叔父の平国香を殺害 (935), その後の 939 年に
常陸・下野・上野の国府を攻略し、自ら新皇と称す
→ 平貞盛 (国香の子)・藤原秀郷 [下野押領使] が鎮圧

②藤原純友の乱 (もと伊予掾)

伊予国 (愛媛県) 日振島を拠点とする藤原純友の反乱

★瀬戸内海を率い大宰府を焼き打ち (939)

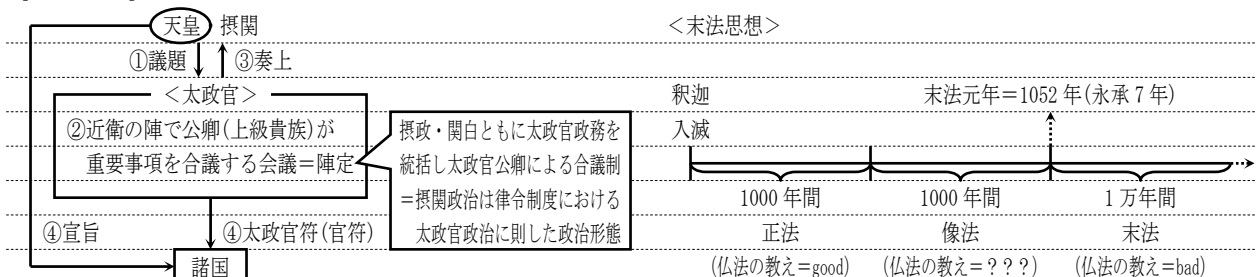
→ 源経基 (清和源氏の祖)・小野好古 [追捕使] が鎮圧

〔B〕 摂関政治の確立（天皇に娘を入内させ、天皇家の外戚として天皇を後見し、実権を掌握する政治形態）

政 権 担 当 者		政 治 ・ 政 争	そ の 他
円融・花山 一条・三条・後一条・後朱雀・後冷泉	藤原兼通 ↓ 藤原兼家 ↓ 藤原道隆 ↓ 藤原道兼	〔氏長者をめぐる藤原氏内部の争い〕 ★氏長者は殿下渡領（藤原氏の氏長者が代々所有する所領）を継承 ★重要政務は陣定（近衛の陣における太政官の会議）を参考に決裁 ①藤原兼家（弟）VS 藤原兼通（兄） 関白兼通没後、兼家が摂政・関白となる ②藤原道隆（兄）VS 藤原道兼（弟） 道隆・道兼ともに流行り病で死亡→道長 VS 伊周へ ③藤原道長（叔父）VS 藤原伊周（甥） 勝利した道長は内覧（関白に准じる役職）に就任(995) →敗れた伊周（兄）・隆家（弟）は大宰府へ左遷〔大宰権帥〕	忠平 実頼 師輔 兼通 兼家 道隆 道兼 道長 伊周 隆家 定子 一条 彰子 三条 妍子 女 後朱雀 威子 嬉子 後三条 後冷泉
	藤原道長 (御堂関白)	1016 年 摂政に就任 1017 年 太政大臣に就任 ★『御堂関白記』（藤原道長の日記） 1018 年 藤原威子が後一条天皇の中宮に入内 道長が『望月の歌』を詠む in『小右記』（藤原実資の日記） →出家後に法成寺（阿弥陀堂建築）を建立（1020）	
	藤原頼通 (宇治殿)	★約 50 年間、摂政・関白をつとめる（後一条・後朱雀・後冷泉天皇時） 1019 年 刀伊の入寇（沿海州の女真族（刀伊）が北九州に襲来） →藤原隆家〔大宰権帥〕が撃退 1053 年 平等院鳳凰堂（阿弥陀堂建築）を宇治に建立 1068 年 後三条天皇（藤原氏を外戚としない天皇）が即位	

政 変	概 要
承和の変 (842)	842 年、嵯峨上皇が没した混乱に乗じ、皇太子恒貞親王の側近である伴健岑と橘逸勢が皇太子を奉じて東国に赴き、反乱を企てたと阿保親王（在原業平の父）が密告。首謀者として伴健岑は隠岐に、橘逸勢が伊豆に配流された。恒貞親王は皇太子を廃され、藤原良房の甥で仁明天皇の子道康親王（文徳天皇）が皇太子となった。伴健岑・橘逸勢らは冤罪の可能性がきわめて高く、権力の確立を図った藤原良房の陰謀と推定される。
応天門の変 (866)	866 年、平安京朝堂院の正門である応天門が炎上。はじめ左大臣源信に放火の疑いがかかったが、大宅鷹取という人物が犯人として大納言伴善男を告発。善男は尋問に対して強く否認したが、鷹取の女を殺し鷹取を傷つけた事件で調べられた善男の従者 2 名が善男が源信を失脚させるために子の中庸に命じて放火させたと自白。伴善男・中庸父子を伊豆に、紀夏井・紀豊城らも関連して流罪となった。事件の真相は不明だが、事件の処理にあたった太政大臣藤原良房は、事件後摂政に任ぜられ、伴善男・紀夏井ら有能な官人を排斥することに成功した。
阿衡の紛議 (887)	887 年に即位した宇多天皇は、藤原基経に関白の詔を出した。基経は当時の慣例に従い辞退したが、橘広相が起草した詔書に「阿衡の任」につけるとあった。基経は「阿衡」は位のみで職掌がないとして以後出仕するのをやめ、天皇の信任の厚かった橘広相の断罪を図った。翌年に宇多天皇は勅書の非を認め、橘広相を罰して収拾した。天皇との外戚関係がなかった基経には、関白としての政治的立場を確認する狙いがあった。
昌泰の変 (901)	左大臣藤原時平と右大臣菅原道真、政治を主導する宇多上皇と醍醐天皇には確執があった。901 年、宇多上皇が菅原道真の娘婿の齊世親王擁立の陰謀計画があると藤原時平が醍醐天皇に讒言。宇多上皇や菅原道真の政治手法に不満を抱いていた醍醐天皇は、菅原道真を大宰権帥に左遷した。
安和の変 (969)	969 年、病弱の冷泉天皇譲位後の問題に不安を抱いていた藤原氏が、策略によって左大臣源高明（醍醐天皇の皇子）を失脚させ、大宰権帥に左遷した事件。源高明が娘婿で皇位継承資格のある為平親王（村上天皇の皇子）擁立の陰謀計画があると源満仲が密告。満仲は密告の功で昇進した。

〔NOTE〕

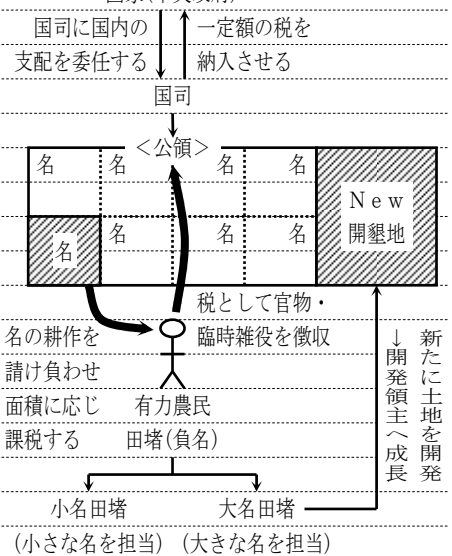


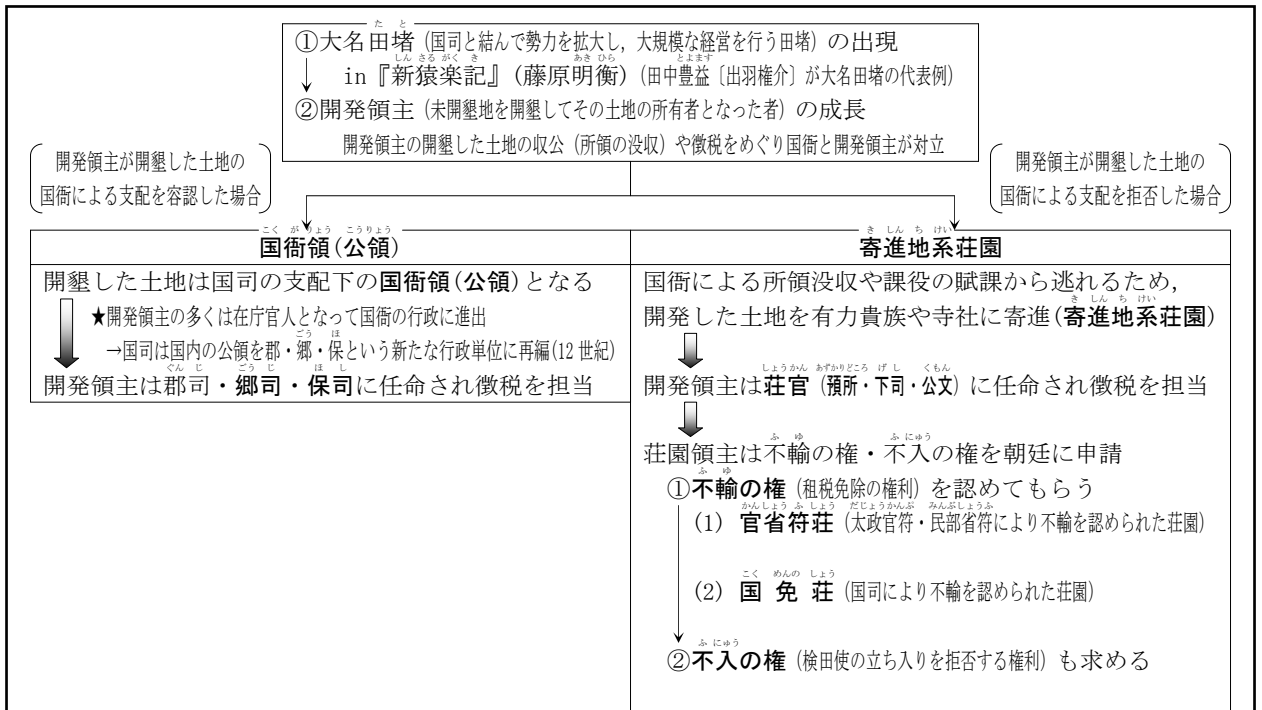
10 世紀=王朝国家(課税単位=土地税)

- ① 負名体制（土地税に基づく徴収制度） ★為政者＝藤原忠平（朱雀天皇時）
- ↓
- (1) 口分田などの公領を収公（班田収授を廃止）
- (2) 公領を名（名田）という課税単位に編成する
- (3) 田堵（負名）（有力農民）に一定期間、田地の耕作を請け負わせ、名（名田）の面積に応じて課税する
- 官物（租・調・庸の系譜）・臨時雑役（雑徭の系譜）を徴収
- ② 地方政治の転換（律令体制の崩壊に伴い、国司の権限を強化）
- 国司に一定額の税の納入を請け負わせ、その代わりに一国内の統治を委ねる
- (1) 国司は中央政府に対する徴税請負人的な性格を強める
- 以降、地方政治の運営における国衙（国府）（国司の政庁）の役割が增大
- ★今まで地方政治を担っていた郡衙（郡家）（郡司の政庁）の役割は衰退
- (2) 国司は租税の課税率を決める権利を認められ、一定額の税を納めればよいため蓄財が可能になる（国司の地位の利権化）→成功・重任の盛行
- ―― [国司の地位の利権化] ――
- ① 成功（一定の財物を朝廷に納めて、国司などの官職に任命される）
- ② 重任（一定の財物を朝廷に納めて、国司などの官職に再任される）
- ③ 受領（現地に赴任する最上級の国司（守）＝貪欲な者が多かった）
- ex. 藤原元命（尾張守）『尾張国郡司百姓等解（文）』（988）
- 31 カ条にわたる悪政を郡司・百姓に訴えられる
- 藤原陳忠（信濃守）「受領は倒れるところに土をつかめ」
- 貪欲な受領の例として知られる in『今昔物語集』
- ④ 遙任（現地に赴任しない国司一代わりにより目代を派遣し代行させる）
- 目代（国務の代行者）が現地の留守所（国衙）の国務を担当し、在庁官人（国衙の実務にあたる現地の地方役人の総称）を指揮する
- ↓
- ① 淳良・逃亡・偽籍の激化＋有力農民と院官王臣家の結びつき
- ＝戸籍・計帳の制度が崩壊し、戸籍・計帳に基づいて、班田収授を実施したり、徴税をするのはもはや不可能
- ② 成年男子を中心に庸・調などを賦課する人頭税から（～9世紀）
- 土地の面積に応じて官物などを賦課する土地税へ転換（10世紀）

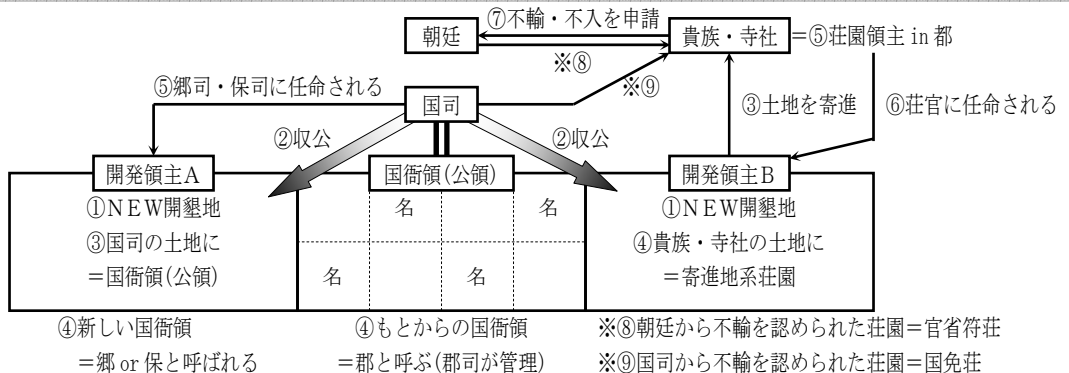
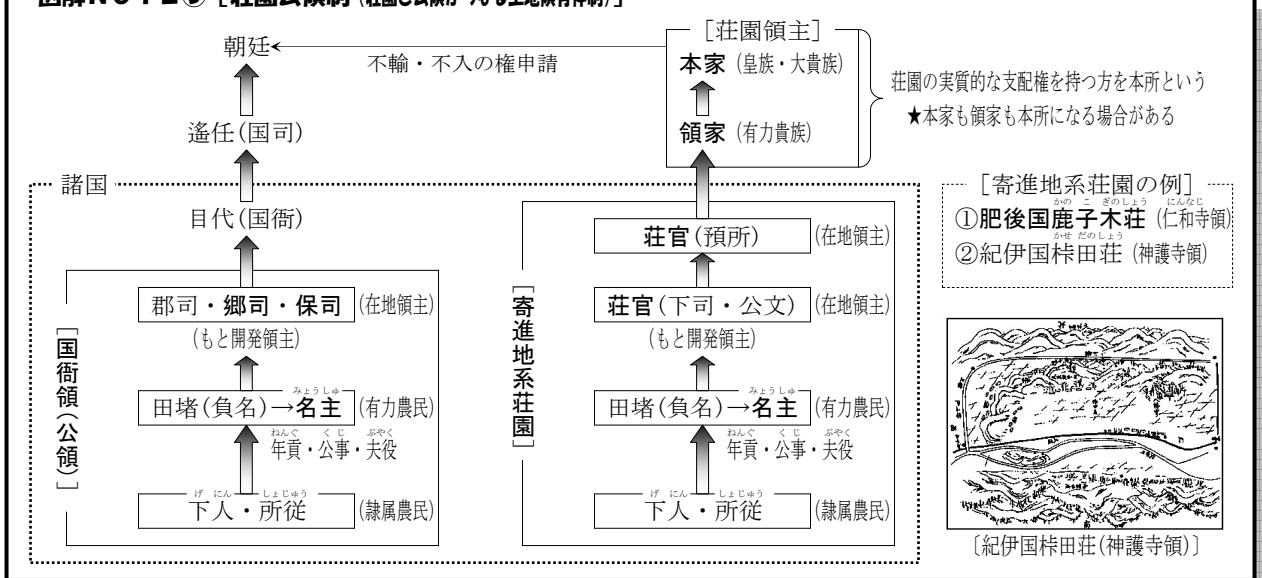
・図解NOTE②「地方制度の転換」

- 国家(中央政府)

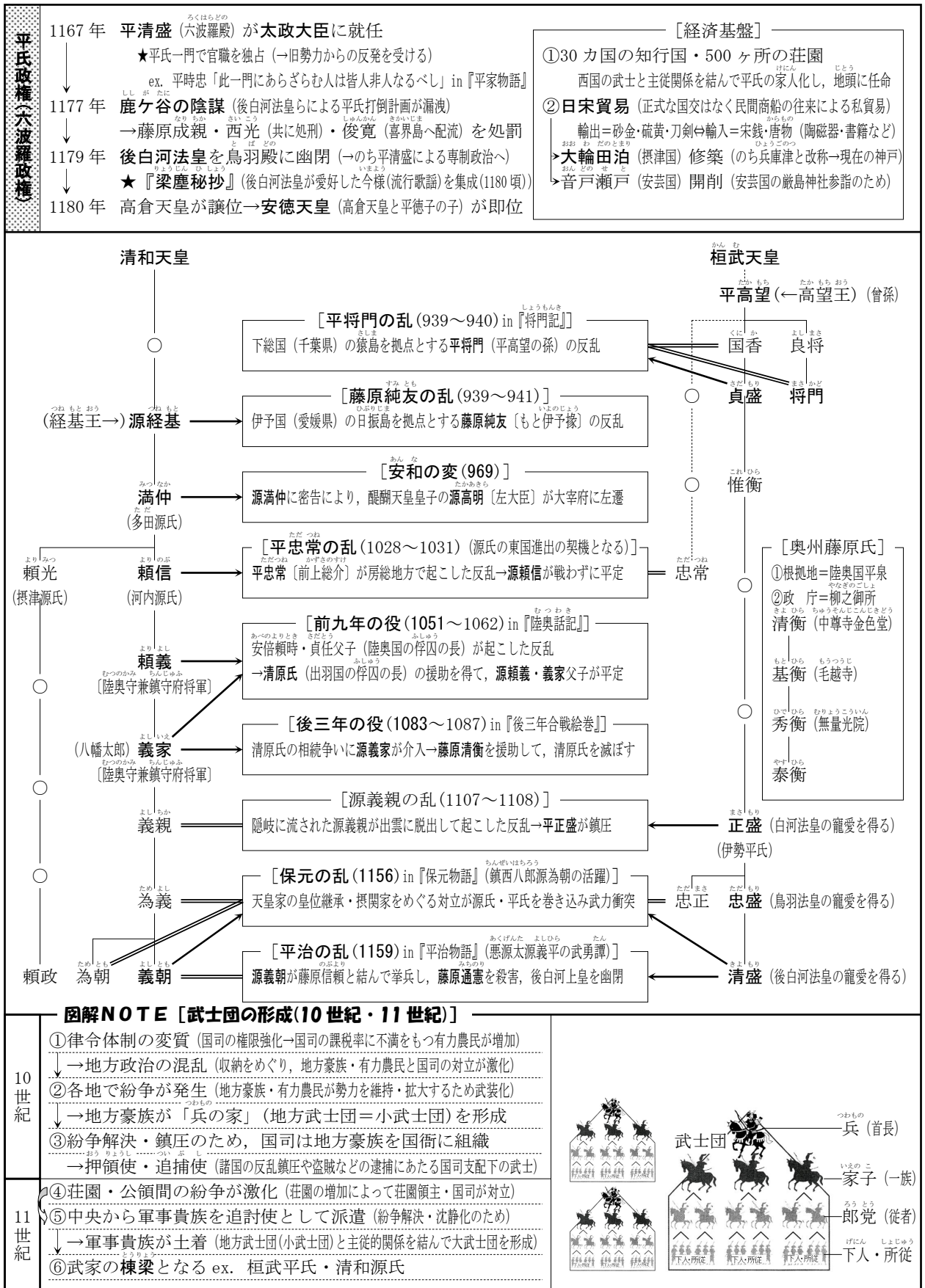




図解NOTE③ [荘園公領制(荘園と公領からなる土地領有体制)]



[B] 平氏政権 (律令制に基づいた貴族的性格をもつ一方、西国武士の家人化や日宋貿易など武家的性格を合わせもつ過渡的政権)



図解NOTE [武士団の形成(10世紀・11世紀)]

- 10世紀
- ①律令体制の変質 (国司の権限強化→国司の課税率に不満をもつ有力農民が増加)
↓
→地方政治の混乱 (収納をめぐる、地方豪族・有力農民と国司の対立が激化)
- ②各地で紛争が発生 (地方豪族・有力農民が勢力を維持・拡大するため武装化)
↓
→地方豪族が「兵の家」(地方武士団=小武士団)を形成
- ③紛争解決・鎮圧のため、国司は地方豪族を国衙に組織
→押領使・追捕使 (諸国の反乱鎮圧や盗賊などの逮捕にあたる国司支配下の武士)
- 11世紀
- ④荘園・公領間の紛争が激化 (荘園の増加によって荘園領主・国司が対立)
⑤中央から軍事貴族を追討使として派遣 (紛争解決・沈静化のため)
↓
→軍事貴族が土着 (地方武士団(小武士団)と主従関係を結んで大武士団を形成)
- ⑥武家の棟梁となる ex. 桓武平氏・清和源氏

